

ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正（案） について

1 改正の趣旨

粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）において、事業者に対し、ずい道等の内部におけるずい道等の建設作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等、特に有害な一定の作業に労働者を従事させる時は、電動ファン付き呼吸用保護具の使用を義務付けている。

今般、電動ファン付き呼吸用保護具の適正な使用が図られるよう、その使用に当たって留意すべき事項について、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」別添 1。以下「ガイドライン」という。）に明示する等するものである。

2 改正の内容

ガイドラインにおいて、電動ファン付き呼吸用保護具を適正に使用するため、公称稼働時間をあらかじめ参照して作業の段取りを行うとともに、予備電池の備えや適切な場所での充電が行えるようにしておくべきことを新たに記載する。その他、所要の改正を行う。

3 根拠法令

なし

4 改正日

平成 25 年 3 月下旬（予定）